

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県支部  
済生会かぞ訪問看護ステーション

## 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県支部済生会かぞ訪問看護ステーションは、人権と人格を尊重し、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

## 2. 虐待防止のための委員会及び事業所内の組織に関する事項

利用者の安全と人権保護の観点から適切な支援の推進に資するため、虐待防止委員会を設置しています。なお、委員会の運営に関する事項については、「虐待防止マニュアル」において定めています。また事業所における虐待等の防止対応担当者は所長（管理者）とします。

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に係る研修を年 1 回以上行ないます。新規採用者については、採用時に行ないます。また、社会福祉協議会や自立支援協議会等の主催により行われる虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上のため、常に研鑽を図ります。

## 4. 当事業所で発生した虐待等の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 5. 虐待発生時の対応報告に関する基本方針

虐待発生時は、事実確認の概要及び再発防止策を併せて当該自治体に報告します。必要に応じ、関係機関や相談者に対して説明・報告を行ないます。

## 6. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、各窓口を適宜紹介します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5 虐待発生時の対応報告に関する基本方針」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその対応を報告します。

8. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えておき、利用者又は利用者のご家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

9. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

当事業所においては、地域で福祉ニーズを抱える個人や家庭における虐待の早期発見、早期対応に努めます。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。